

別表1(第5条関係)

対象となる奨励金対象事業は下記のとおりとする。

1 原則として都内に勤務する全ての従業員を対象とする。ただし、制度の適用を一定の条件の方に限定することに合理的な理由がある場合は対象者を限定することは可とする。

奨励金対象事業	導入する制度		奨励金支給要件
	制度番号	制度の内容	
「手取り時間」創出の取組	①	フレックスタイム制	別途募集要項に定める取組期限までに、労使協定の締結と、募集要項で付した要件を満たした制度内容を就業規則本則、もしくはその他関連規程に明文化すること
	②	多様な勤務形態(選択的週休3日制・勤務間インターバル)	
	③	多様な正社員制度(短時間正社員・勤務地限定・リモートキャリア・職務限定・タムタイムワーク)	
	④	積立休暇制度	
ライフステージを支援する取組	⑤	家庭応援特別休暇制度(セレモニー休暇・地域活動休暇・子ども長期よりそい休暇等)	
	⑥	産休・育業及び介護休業を支える従業員への支援制度	
	⑦	子育て支援勤務制度(慣らし保育・小1の壁を乗り越える勤務制度)	
従業員のエンゲージメント向上に向けた取組	⑧	社外副業・兼業制度	
	⑨	人材育成方針策定、職業能力評価・目標管理・キャリア面談制度	
	⑩	社内メンター制度	
	⑪	外部キャリアコンサルタント活用支援制度	
	⑫	従業員表彰制度・報奨金制度	
	⑬	DE&I推進への支援制度(育業早期復職支援・ひとり親家庭支援)	
	⑭	社員のつながり支援制度	

【賃金引上げの取組】

対象とする対象者は下記のとおりとする。

1 都内に勤務する従業員を対象とする。特定の要件を満たす正規従業員、特定の部署の従業員のほか、非正規従業員を対象とすることも可とする。ただし雇用保険被保険者のみ対象とする。

奨励金対象事業	実施する取組		奨励金支給要件
賃金引上げの取組	⑮	時間当たり60円以上の賃金の引上げ ※上限10人	時間当たり60円以上の賃上げを行うこと。 就業規則等に規定している定期昇給外(臨時昇給、又は定期昇給の上乗せ等)で実施すること。 賃上げ後の時間当たりの賃金額が、東京都の地域別最低賃金額を60円以上上回っていること。